

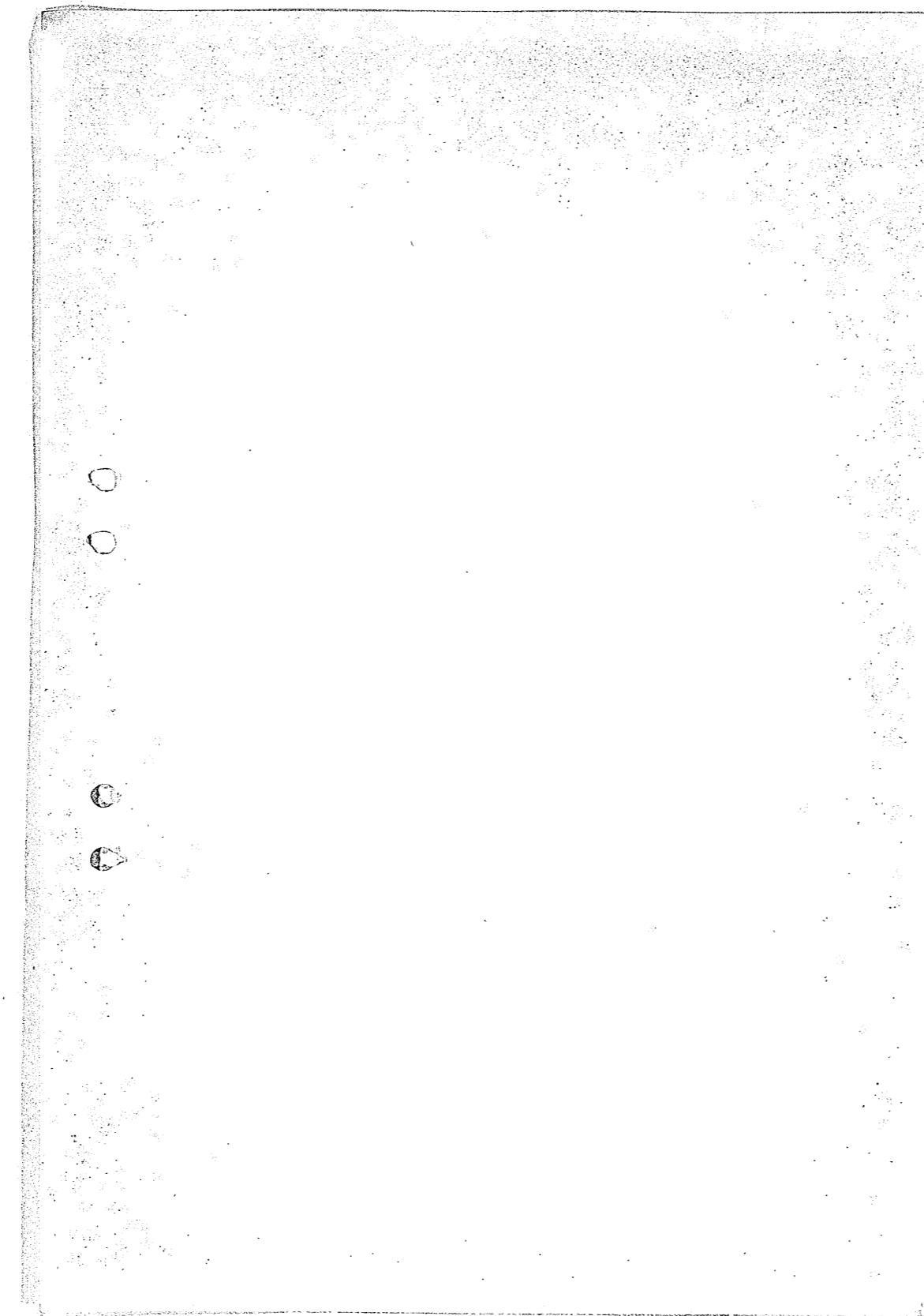
琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（法律問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43647

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

施設一ノ二
（附施設一ノ二）



附録 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

六一〇

メリカ合衆国務長官との間で交換された公文並びに千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む。は、この協定の効力発生の日から奄美群島について適用されるものとする。

第八条〔実施事項〕

この協定の実施に関する事項は、両国政府又はその権限のある当局の間で協議によつて合意するものとする。

第九条〔効力発生時期〕
この協定は、千九百五十三年十二月二十五日に効力を生ずる。

以上の証據として、下名は、各自の政府により正當な委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十三年十二月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン

附屬書

奄美群島とは、北方北緯二十九度、南方北緯三十七度、西方東経

交換公文

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された奄美群島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の關係を有する。日本国政府は、この特異の關係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十二月二十四日 ジョン・M・アリソン

日本国外務大臣 岡崎勝男閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、閣下が次のとおり大臣に通報された本日付の閣下の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

○ 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

(昭和二八年一月一日)

(法律第二六七号)

（この法律の題旨） 昭和二八年七月二日法律第二三二号

第一條 この法律は、旧鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるもの（以下「奄美群島」という。）の復帰に伴い、法令の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。

（法令の施行の停止及びこれに伴う措置）

第二条 奄美群島には、左の各号に掲げる法令は、それぞれ政令で定める日までは施行しない。

一 登録税法（昭和二九年法律第二十七号）

二 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）

三 物品税法（明治三十二年法律第五十四号）

四 國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）

五 トランク類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）

六 酒税等の徵收に関する法律（明治四十四年法律第四十五号）

七 取引所税法（大正三年法律第二十三号）

八 印紙税法（明治十五年法律第四十号）

九 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）

十 稲穀特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）

一一 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）

附録 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

六一一

附録 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

足
六〇八

第三条 「通貨の交換、財政上の責任、金融上の債務、財産の無償移転」

1
日本国政府は、一千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、「B」号円につき三日本円の割合で「B」号円と引き替えて日本円を交付

することを開始しなければならない。この通貨の交換にできる限りすみやかに完了しなければならない。回収した「B」号円は、沖縄の那覇にいる合衆国民政官に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円又は「B」号円と引き替えて交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負ふことはない。

2 予算及び財政に関する現行の措置で資金の収集及び債務の支拂に専念するものは、千九百五十三年十二月二十四日まで維持されるものとし、その後は、日本国政府が、奄美群島における完全な財

3 政上の責任を有するものとする。
日本国政府は、奄美群島における領土問題のすべての金属性上の
債務を負うものとする。奄美群島における領土問題と南西諸島の
領土問題との間には、何らのつながりはない。日本国政府は、アメ

リカ合衆国政府との間で、奄美群島における郵便組織のその他の島の資産並びに南西諸島のその他の島における日本国政府郵便組織の戦争前の資産及び債務を考慮に入れて、後日合意されるところによりて

4 決済しなければならない。
琉球政府の財産（書類、記録及び証拠物件を含む。）で一千九百五

卷之三

すべての請求権を放棄し、且つ、アメリカ合衆国の軍隊又は当国との存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権で、一千九百五十三年十二月二十五日前に、奄美群島で生じ、又は奄美群島と

影響を有するものを放棄する。但し、前記の放棄には、一千九百四十五年九月二日以後制定されたアメリカ合衆国の法令又は南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。

2 日本国は、占領期間中及び奄美群島の軍政府又は合衆国民政府の期間中に占領当局、軍政府又は合衆国民政府の指令に基いてせんそつ吉良として下され、又は当時の法令によつて許可さ

たすべての作為又は不作為の効力を承認し、合衆国国民又は南洋諸島の居住者をこれらの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事責任に問ういかなる行動も執らないものとする。

1 第五条 [裁判の別扱い]
日本國では、其の風序又は善良の風俗に反しない限り、次の裁判は、公の風序又は善良の風俗に反しない限り、次の裁判が有効であることを承認し、且つ、それらの効力を完全に存続させるものとする。

(a) 奈良群島におけるいすれかの裁判所が千九百五十三年十二月二十五日前にした民事の裁判で、同日前の法令によつて再審の手段又は権利がなかつたもの及び

(6) 沖縄における民訴判決が九百五十三年十二月二十日前にした民事の最終的裁判で、奄美群島におけるいづれか裁判所に係属した事件に関するもの

卷之三

10

附録

○奄美群島関係

(一) 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

(昭和二年二月三日立約)

アメリカ合衆国は、同國國務長官が千九百五十三年八月八日に声明したとおり、奄美群島に關し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を日本国のために放棄することを希望するので、また、日本国は、奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を受けることを期むので、

1 アメリカ合衆国は、奄美群島に關し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を、千九百五十三年十二月二十五日

から日本国のために放棄する。日本国は、前記の日に、奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受けける。

2 この協定の適用上、「奄美群島」とは、附屬書に掲げる群島(領

水を含む)をいう。

第二条 「設備、用地の使用、気象観測の結果の提供」

1 アメリカ合衆国が奄美群島で現に利用している二の設備及び用地は、千九百五十二年三月二十八日に東京で署名され、その後改正された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に定める手続に従つて合衆国軍隊が使用するものとする。もつとも、避けがたい遅延のため千九百五十三年十二月二十五日前に前記の手続によることができない場合には、日本国は、アメリカ合衆国に対し、その手続が完了するまでの間、これらの特定の設備及び用地を引き続き使用することを許すものとする。

2 日本国政府は、奄美大島の名額にある測候所の運営を引き継ぐものとし、且つ、行政協定第二十六条に定める合同委員会による協議を通じて合意されるところに従つて気象観測の結果をアメリカ合衆国政府に提供するものとする。避けがたい遅延のため千九百五十三年十二月二十五日に日本国政府がその運営を引き継ぐことができない場合には、現状どおりの運営が、日本国政府がこの責任を引き受けける準備ができる時まで、继续されることが合意される。

昭和三〇年五月

アメ 24

金 13

月 11

火 10

水 9

辯
けがたの事情のため返還協定の効力発生の日までに米軍に対する施設の提供手続ができぬ場合、これらの施設を米側が引き続き使用する権限がないことと許す規定を設ける必要性

一、米側に引き続き使用することを許す規定を返還協定に設けない場合、万一提供手続が遅延した場合にこれらの施設を米側が使用する権限がないこと。従って、米側は、事実上の占用は不可能であるが、条約上は、米側の使用権は認められない。

二、日本国政府は、条約上施設区域提供の義務を負わないので、これらの施設の使用权を取得し、及び米側に使用を許す必要もなければ根拠もないこと。

返還協定の効力発生の日までに米軍に対する施設区域の提供手続ができない場合、これらの施設区域を米軍が引き続き使用することを許す規定を設ける必要性は以上のとおりであるが、これは万一一の場合に備えるものであり、沖縄の返還後米軍に提供する施設区域については、日米安全保障条約及び同条約に基づく地位協定等諸取組めに従て提供手続を

行なつた。

(参考) 他の条約の規定例
1. 在美群島に属する日本国とアメリカ合衆国との
間の協定

2. 南方諸島及びその他諸島に属する日本国と
アメリカ合衆国との間の協定

附録 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

六一六

第六条 この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認した旨の通知をアメリカ合衆国政府が日本国政府から受領した日以後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の誓約として、下名は、各自の政府から正當な委任を受け、この協定に署名した。

一千九百六十八年四月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

三木武夫

アメリカ合衆国のために

U・アレクシス・ジョンソン

○小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用 の暫定措置等に関する法律

(昭和四五年六月一日)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、小笠原諸島(姫姫島の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島をいふ。以下同じ)の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置を、その他必要な特別措置を定めるものとする。

(國及び地方公共團体の責務)

第二条 國及び地方公共團体は、小笠原諸島の復帰に伴い、旧島民(昭和十九年三月三十一日迄小笠原諸島に住所を有していた者)で、この法律の施行の日の前日において小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有するものをいう。以下同じ)ができるだけすみやかに帰島し、生活の再建をすることができるよう配慮するとともに、この法律の施行の際に小笠原諸島に住所を有する者の生活の安定がそこなわることのないように努めなければならない。

(趣旨)
第二章 法令の適用の暫定措置

(最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選挙に関する暫定措置)

第三条 この法律に特別の定めがあるもののほか、当分の間、小笠

原諸島における最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十一年法律第百三十六号)による国民審査及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙については、政令で特別の定めをすることができる。

(国民年金の特例)

第四条 この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者に対する国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定の適用について、政令で特別の定めをることができる。

(労働者災害補償保険及び失業保険の特例)

第五条 この法律の施行の日前までの間に小笠原諸島において行なわれたいた事業又は小笠原諸島にあつた事務所で政令で定めるものに使用されていた者については、政令で、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)及び失業保険法(昭和二十年法律第百四十六号)の規定の適用につき特例を設けることができる。

(合衆国軍隊関係職員に対する特例)

第六条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島にあつたアメリカ合衆国軍隊及びその関係機関で政令で定めるものに労務を提供するために雇用されていた者のうち、小笠原諸島の復帰に伴うアメリカ合衆国軍隊の撤退等により離職を余儀なくされた者については、政令で、雇用軍隊係職員等臨時措置法(昭和三十年法律第百五十八号)の規定の適用につき特例を設けることができる。

附録 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

六一七

(農地法の施行停止)

第七条 小笠原諸島においては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)は、政令で定める日の前日までは施行しない。

2 前項の政令で定める日は、旧島民が帰島して土地を開発し、これを耕作の目的に供することができるようになってから第六章までに規定する通常の期間を考慮して定めなければならない。

(必要な暫定措置等の政令への委任)

第八条 第三条から前条まで及び次章から第六章までに規定するものほか、小笠原諸島に關する事項については、当分の間、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

一 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

二 通貨の交換に関する事項

三 銃砲、刀劍類及び火薬類の所持に係る事項

四 植物防疫に関する事項

五 国税又は地方税に関する法令の適用についての経過措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、法令の適用についての経過措置その他の小笠原諸島の復帰に伴い必要とされる事項

(貸借権の設定)

第九条 この法律の施行の際、小笠原諸島において政令で定める建物その他の工作物を所有する目的で他人の土地を引き継ぎ六月以

附録 南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

六一四

(二) 小笠原諸島関係
○ 南方諸島及びその他の諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定

(昭和四年六月二日)

日本国総理大臣とアメリカ合衆国大統領は、千九百六十七年十一月十四日及び十五日に南方諸島及びその他の諸島の地位について検討し、これらの諸島の日本国への早期復帰をこの地盤の安全をそこなうことなく達成するため具体的な取扱いについて日本国政府及びアメリカ合衆国政府が直ちに協議に入ることに意したので、千九百五十九年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国とアメリカ合衆国は、南方諸島及びその他の諸島の地位に署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国とのために放棄することを希望するので、また、日本国は、南方諸島及びその他の諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受けることを望むので、

よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、この協定を締結することに決定し、このためそれぞれの代表者を任命した。これら

の代表者は、次のとおり協定した。

1 アメリカ合衆国は、2に定義する南方諸島及びその他の諸島に関する千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益をこの協定の効力発生の日から日本国のために放棄する。日本国は、前記の日に、これらの諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。

2 この協定の適用上、「南方諸島及びその他の諸島」とは、鬱陵島の南の南方諸島、小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。並びに沖の鳥島及び南鳥島をいい、これらの諸島の領水を含む。
第三条
日本国とアメリカ合衆国との間に締結された条約及びその他の協定(千九百六十一年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びこれに連する取扱並びに千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含むが、これらに限られない)は、この協定の効力発生の日から南方諸島及びその他の諸島に適用されることが確認される。

1 合衆国軍隊が現に利用している硫黄島及び南鳥島における通信施設用地(ロラン局)は、千九百六十一年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含むが、これらに限られない)は、この協定の効力発生の日から南方諸島及びその他の諸島に適用されることが確認される。

1 日本国は、この協定の効力発生の日前に南方諸島及びその他の諸島におけるアメリカ合衆国軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動又はこれらの諸島に影響を及ぼした(アメリカ合衆国は、アメリカ合衆国若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動から生じた)アメリカ合衆国及びその国民並びにこれらの諸島の現地当局に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。ただし、前記の放棄には、これらの諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権を含まない。

2 日本国は、南方諸島及びその他の諸島の合衆国による施政の期間中に合衆国軍隊若しくは現地当局の指令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は当時の法令によつて許可されたすべての行為又は不作為の効力を承認し、合衆国国民又はこれらの諸島の居住者をこれらの行為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任を問ういかなる行動も執らないものとする。

3 必要な手續又は引渡しが完了するまでの間合衆国軍隊が1及び2の規定に基づいて行なう設備及び用地の使用は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれた取扱いにより規律されるものとする。

第四条

合衆国氣象局が現に運営している南方諸島の測候所は、この協定の効力発生の日に日本国政府に引き渡される。この引渡しについて避けがたい遅延がある場合は、引渡しが完了するまでの間、測候所の現状どおりの運営が継続されることが合意される。

附録 南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

六一五